新 宿 区

『新宿力』で創造する
やすらぎとにぎわいのまち新宿

令和７年第１回区議会定例会
新宿区長定例記者会見資料
令　和　７　年　２　月　５　日

事業名	空家等対策の推進
予算額	令和7年度予算額　9,492 千円 （前年度予算額　1,715 千円）　（拡充）
取材先	危機管理担当部危機管理課（電話 03-5273-4592） 都市計画部建築調整課（電話 03-5273-3107） 環境清掃部ごみ減量リサイクル課（電話 03-5273-4267）

区内の空家等及びごみ屋敷の現状分析

区の地域性を踏まえた空家等対策計画を策定するため、令和６年度に実施した空家等実態調査の分析を行い、現在の空家等及びごみ屋敷の実態や課題を把握したうえで、空家等対策の方針を検討する。

令和6年度空家等実態調査結果（速報値）

対象　新宿区全域に存在する民間建築物４８，２７４棟（公共施設を除く）

空家等

分類		状況	棟数	合計棟数
建物損傷状況	A	修繕がほとんど必要ないもの	482棟	686棟
	B	軽度の修繕が必要なもの	178棟	
	C	老朽化が著しい・一部損傷あり	24棟	
	D	損傷が著しい	2棟	

居住中の建物

分類	状況	棟数
建物損壊状況	損傷状況がA・B相当	約48，000棟
	損傷状況がC・D相当	6棟
ごみ屋敷	敷地内にごみ等が堆積しているもの	17棟

反映

関係法の改正及び条例の制定

■ 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正（令和5年12月13日施行）
特定空家化を未然に防止する管理、所有者等の責務強化、特定空家等の除却等

■ 新宿区空家等及び廃棄物に起因する管理不全状態にある土地等の適正管理に関する条例（令和7年4月1日施行）
長屋における空き住戸に対する措置、 ごみ屋敷に対する措置、空家等適正管理審査会による審査　等

反映

新宿区空家等対策計画の改定

空家等、管理不全空家等及び特定空家等に加え、長屋の空き住戸やごみ屋敷も含めた適正な管理を推進するため、現行の「空家等対策計画」を改定する。

計画で対象とする範囲

空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等
（特措法第2条第1項）

状態
良

管理不全空家等※1
（特措法第13条第1項）

特定空家等※2
（特措法第2条第2項）

悪

区条例

長屋の空き住戸

居住者のいるごみ屋敷

※1 **管理不全空家等**：適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等

※2 **特定空家等**：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等

スケジュール

４月　計画策定のための有識者会議立ち上げ
８月　計画素案
10月　計画素案へのパブリック・コメント実施
１月　パブリック・コメントへの区の考え方公表
３月　計画策定、公表